

長岡京市監査委員告示第3号

住民監査請求に基づく監査の結果による令和6年2月16日付け勧告を受けて講じた措置について、地方自治法第242条第9項前段の規定により長岡京市長から通知がありましたので、同項後段の規定により、次のとおり公表します。

令和6年3月7日

長岡京市監査委員
田中恭介
同
進藤裕之

1 勧告の内容

(1) 措置すべき事項

西條氏に対して市長が交付した令和4年度の政務活動費46,200円を返還するよう求めること。

(2) 措置期間

上記(1)の措置を令和6年3月31日までに講ずること。

2 長岡京市長からの通知に係る事項

- (1) 令和6年2月16日付5長監第80号にて勧告された内容に基づき、次のとおり政務活動費の返還を命じる。

返還を命令する金額

46,200円

返還の期限

令和6年3月15日

返還を命令する理由

令和6年2月16日付5長監第80号「市議会議員に対する政務活動費に関する措置要求に係る勧告書」において、長岡京市から西條氏に対して交付した令和4年度の政務活動費46,200円を市に返還するよう求めることとの勧告を受けたため。